

事業主なら押さえておきたい

働き方改革の仕方 & 改正民法を

踏まえた契約書の作成・見直しのすすめ

2019

9/10 tue 

ひまわりほっと
無料相談会

仙台弁護士会館 4階

(仙台市青葉区一番町2丁目9-18 tel.022-223-1001)

●講演会 15:00 ~ 17:00

第1部 働き方改革関連法で気を付けるべきポイント

布木 綾 弁護士 (仙台弁護士会)

第2部 改正民法を踏まえた契約書の作成・見直しのすすめ

石杜 恵理 弁護士 (仙台弁護士会)

●法律相談 (面談相談) 17:00 ~ 18:00



参加無料
相談無料

中小企業経営者のみなさん、働き方改革関連法が既に施行されていますが、働き方改革関連法により具体的にどのようなことが変わったのかご存知でしょうか？

来年4月からは改正民法も施行されますが、民法の改正に対応した契約書等の準備は万全でしょうか？

仙台弁護士会では、働き方改革関連法及び改正民法が与える影響について、弁護士が分かりやすく解説し、具体的な事例を用いた弁護士と皆さまとのディスカッションを通じて、理解を深めていただき、皆さまの日々の業務に役立ててもらうことを目的とする講演会を開催します。中小企業経営者の皆さまには必須の知識ですので、是非、振ってご参加ください。

また、講演会の後は無料法律相談会 (先着8名) も開催します。企業経営に関するあらゆるご相談に弁護士がお答えしますので、是非、ご参加・ご利用ください。

「ひまわりほっと法律相談会」の「ひまわり」は弁護士を、「ほっと」は相談者の安心を表現しています。

ひまわりネットダイヤルは
中小企業の
ほつを
サポートします。

当日ご都合が合わない方は



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く) 10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

Webからもお申込みができます。

中小企業支援強化月間(9月)に限り
30名限定で初回相談料無料

お問い合わせ/仙台弁護士会 ☎ 022-223-1001

共催/仙台弁護士会・東北弁護士会連合会・日本弁護士連合会

後援/中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工連合会、日本政策金融公庫、日本司法支援センター、宮城県、仙台市、宮城労働局、宮城県商工会議所連合会、東北経済産業局、みやぎ中小企業支援ネットワーク、宮城県商工会連合会

事業主なら押さえておきたい働き方改革の仕方&改正民法を踏まえた 契約書の作成・見直しのすすめ

参加申込書

必要事項を記載のうえ、下記へお申し込みください（参加費無料・事前申込なしでの当日参加も可）。

仙台弁護士会中小企業法律支援窓口（ひまわり中小企業センター）

FAX 宛先 ➡ 022-726-2545

お名前（ふりがな）	(同伴者ほか 名)
ご所属・役職	
ご連絡先（TEL）	

①9/10の無料法律相談会（先着8名）又は②それ以外の日時での法律相談（9月中の相談は30名限定で初回無料）をご希望の方は以下の相談受付票にご記入下さい。なお、この相談は中小企業（個人事業主も含む）を対象としたものですが、相談内容は働き方改革・契約書関係に限られません。受付後に弁護士会より日程等のご連絡を致します。

相談受付票

受付No.	
希望相談日 (いずれかに○)	① 9/10の無料法律相談会（17:00～18:00の間） ② それ以外の9月中の日時（相談担当の弁護士と日程を調整頂くことになります）
ご住所 〒	
TEL ()	
企業名	業種
	資本金 円 従業員数 名
相談内容（○を付けてください）	
1. 不動産関係（不動産取引、借地借家等） 2. 債権保全・債権回収 3. 会社法（組織設計、株主総会対策、コンプライアンス、会社訴訟・非訟事件等） 4. 事業再編など（M&A、事業譲渡、企業再編、事業再生等） 5. 事業承継（相続、遺言、遺留分、経営承継円滑化法など） 6. 個人情報（保護、情報管理等） 7. 契約・交渉（契約書の作成・チェック、契約締結交渉、金融機関との金融交渉等） 8. 法人倒産（会社破産、会社更生、民事再生、特別清算、私的整理等） 9. 個人事業主倒産（自己破産、個人再生、任意整理等） 10. 知的財産権（特許法、実用新案法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法等） 11. 経済法（独占禁止法等） 12. 労務問題（使用者側） 13. クレーム・不祥事対応等 14. 社内規定の整備（セクハラ・パワハラ防止、残業、パート・アルバイト等） 15. 製造物責任等（PL法、リコール等） 16. 渉外法務（渉外契約、輸出入、合併等） 17. その他 ()	
相手方	住所 〒
名称	

※この書面の記載事項は、法律相談、弁護士紹介、受任弁護士の事件処理、研修や講演会のご案内を送るために利用する他、業務改善などのための資料として利用することがあります。